

# 漢字圏の手話の呼称と「規範化」の問題<sup>1</sup>

愛知県立大学非常勤講師 あべ やすし

## 1. はじめに

本稿の目的は、漢字圏の手話に関連する用語／呼称を検討し、さらに手話の「規範化」の問題を検討することで、手話にたいする聴者の言語態度を分析することにある。ここで論じる「漢字圏」は筆者が把握している日本語、朝鮮語(韓国)、漢語(北京官話)使用地域に限定される。広東語(香港)の場合や、朝鮮民主主義人民共和国の事例<sup>2</sup>、ベトナム語については言及できない。

なお、表記の方針として、漢語の表現は四声記号やウムラウト記号を省略したピンインで表記し、かっこに漢字をそえる。朝鮮語の表現はカタカナで表記し、かっこに漢字をそえて表記することとする。漢字は日本語の漢字で代用する。

まずはじめに、基本的な部分を確認しておきたい。

手話を日常言語として使用しているきこえないひとたち<sup>3</sup>を「ろう者」という。以前は「ろうあ者」という呼称が一般的だった。「ろうあ者(聾啞者)」というときの「あ(啞)」とは、「おし」ということであり、「口がきけない」「はなせない」という意味がある。英語でも“deaf and mute”と表現されてきた歴史があり、現在では“deaf”や“Deaf”と表現されている。

ろうあ者ではなく、ろう者と呼称するには、ふたつの立場がある。ひとつには、口話教育によって音声言語がはなせるようになるから、もはや「おし」ではないという意味で「ろう者」と表現する立場である。もうひとつの立場は、自分たち(ろう者)は手話という言語をはなしている、だから「おし」ではないという立場である。日本社会で使用されている手話言語は日本手話である。このふたつの立場は、言語教育の見解をあらわしているといえる。

つまり、ろう者はろう教育によって聴者に同化するべきだという立場(口話主義)が一方にはあり、また一方では、ろう者は手話を使用する権利があるという立場がある(手話による学習と、よみかきの学習という二言語教育)。

手話は言語であり、ろう者の言語は手話であるということは、現在では常識のようになっている。しかし、その意味が正確に理解されているとはいえないように感じる。

手話について言及すると、「世界共通ではないんですか?」「統一すればいいのに」といった意見をきくことがある。「日本語の手話」という誤解にもとづく表現をきくこともある。どれも聴者による発言である。そのような発言は、どのような点で問題なのか。聴者は手話にたいして、どのような言語態度をとってきたのか。

<sup>1</sup> 本稿は、筆者の修士論文「ろう者の言語的権利をめぐる社会言語学的研究」(韓国テグ大学大学院特殊教育学科、2003年度、朝鮮語)の第2章を加筆修正したものである。

<sup>2</sup> 朝鮮民主主義人民共和国では、手話を「ソンマル(手ことば)」と表現する(キム・テス 2008)。

<sup>3</sup> きこえないひとのうち中途失聴者や難聴者については、やまぐち(2003)がくわしい。

本稿では、「手話が言語であるとは、どういうことなのか」を手話の呼称や規範化の問題を通じて考察してみたい。

## 2. 手話に関連する呼称問題－日本語の場合

日本語では、ろう者の言語をどのように表現するかという点については、それほど議論になっていない。手話ではなく「手語」がいいかもしれないとか、「聾語」「ろう語」というのが適切かもしれないという指摘はある。しかし、論争というほどのものではない。日本語での議論では、つぎのようなことが論点にある。

手指日本語とは、文字通り、手指を使って日本語を表現するものという意味である。このコミュニケーション方法に対しては日本語対应手話という呼称の方がむしろ一般的なようだ。そして、このような呼称とあいまって、…中略…手話とは音声言語を手で表現したものであるという理解が広まっているといえよう。しかし、…中略…呼称は視点を表すため、これを手指日本語と呼ぶか、日本語対应手話と呼ぶかには、いくつもの論点が隠されている。まず、何を基準に〈ひとつのことば〉とするかは、きわめて政治的な問題を孕んでいる。日本語対应手話と呼ぶ場合、それは手話の一種であることを含意していて、日本手話と日本語対应手話はひとつの言語のふたつの変種だという主張も成り立つからである。一方、手指日本語という呼称を採用すると、そこには、これは手話ではなく日本語の一種なのだという考え方が含まれている(やまもとほか 2004:199)。

「日本語対应手話」という呼称のほかにも、中間的手話、シムコム、同時法的手話、方法的手話などの呼称がある。「日本語の手話」という誤解をふくんだ表現もみられる。

ろう者と手話についてくわしく取材したジャーナリストの斎藤道雄(さいとう・みちお)は手指日本語の問題について、つぎのように的確に整理している。

表情がない手指日本語は、結局手話の単語を並べただけだから、ろう者はそれがなにを意味するのかを頭のなかで「翻訳」しなければならない。いや「翻訳」できるのはまだいい方で、「想像」に頼らなければならないことも多い。ろう者にとって手指日本語は、日本語という外国語であるだけでなく、必要な文法情報を欠いた外国語なのだ(さいとう 1999:132)。

うえのように、「手話の単語を並べただけ」のものを「手話」ではなく「手指日本語」とよぶことは、手話言語と音声言語の違いをはっきりさせるためにも重要であるといえる。しかし、このような手話の定義を批判するひともある。たとえば新井孝昭(あらい・たかあき)は手話の定義を言語学者がきめることを「言語学エリート主義」と批判している(あらい 2000)。手話をめぐる呼称の問題は、「なにをもって手話とするのか」「手話の言語的構造は、どのようなものか」という議論をよびこみ、さらには「だれが手話を定義し、その呼称をきめるのか」という問題を提起することになる。

木村晴美(きむら・はるみ)は『日本手話と日本語対应手話(手指日本語)―間にある深い

谷』という本で、日本手話と手指日本語のちがいを解説している。木村は、つぎのようにのべている。

学術の世界では、日本手話と手指日本語は似て非なるものであるということはすでに常識となっています。しかし、そのふたつを区別することは、日本の聴覚障害者集団を分断することになるとして、反対しているろう運動団体も存在します。その運動団体は「日本の手話はひとつ」と主張しています(きむら 2011:15)。

木村は、これは「言語をどう区分するか」の問題であるとし、つぎのように説明している。

手指というモードを使う言語を政治的に分類すれば「日本の手話」はひとつという主張が成立するかもしれませんが、言語学的に分類すれば、やはり、日本手話と手指日本語はまったく異なる言語であると言わざるを得ません。手指日本語は、手指というモードで表現された日本語であり、言語学的には日本語に分類されるものなのです。

「点字は日本語でない」と主張される方はいないでしょう。点字は点(ドット)というモードで日本語を表現したものだという事は誰でも知っています。手指日本語も、手話の単語を借りて(使って)日本語を表現したものなのです(同上:16)。

ここで重要なことは、ちがいを無視して「ひとつ」にまとめるよりも、ちがいをふまえたうえで、それぞれを尊重することだろう。どちらかを抑圧して「ひとつ」にまとめてしまうならば、片方の言語権を無視することになってしまう。

### 3. 手話に関連する呼称問題－漢語と朝鮮語の場合

ここでは、朝鮮語の「スファ(手話)」か、「スオ(手語)」かという議論と、朝鮮語と漢語の両方にみられる「文法手話」という呼称の問題について検討する。

#### 3.1. 「スファ(手話)」か、「スオ(手語)」か

韓国では、手話は言語であるということを強調するために、従来の「スファ(手話)」という呼称にかえて「スオ(手語)」と表現しようという主張がある。ろう者や研究者のなかでは一定の支持をうけている。カン・チュヘは、ろう者の立場から「手語」という用語を使用する理由をつぎのように説明している。

ここで「スファ(手話)」(sign, signing)は「単語としての身ぶり」あるいは「手で意味を伝達する動作としての身ぶり」を意味し、「スオ(手語)」(sign language)は「韓国のろうあ者たちが主要な意思疎通の手段としてつかっている手で表現される言語の名称」をさす(カン 2002:10-11)。

また、ろう教育を専門とするチェ・サンベとアン・サンウは、「手語」を「ろうあ者が使用している

言語」と定義している。そして「手話とよぶのが困難な文法手話や中間形手話や方法的手話は手話」とよんでいる(チェ/アン 2003:5)。チェ・サンベとアン・サンウは「手話」という表現を使用する理由をつぎのように説明している。

第一に、現在、手話において強調されているのはスオ(手語)がひとつの言語であるという見方である。いまも手話にかんするたくさんの偏見と無理解が存在している。このような誤解を解消するため、おおくの手語学者たちが研究をかさねている。これらの研究の核心は手話が単純な身ぶり(gesture)ではなく言語としての体系をもっているということだ。…中略…文法手話は文法手語と命名することはできない。文法手話は言語としての体系と特徴をそなえていないからである。…中略…

第二に、ろう教育のパラダイムが、手語を強調する 2Bi(Bilingual Bicultural approach=二言語二文化アプローチ)に変化してきている。2Bi を現場で適応させるためにはコミュニケーションの手段としての手語の価値だけでなく教育媒体としての可能性と学習可能性の価値がともなわなければならない。…中略…手語は言語として認知されているだけでなく、学習可能性をそなえた教育現場での適切なコミュニケーション様式としてみとめられている。

第三に、最近アメリカを中心に話題になっている社会言語学的特徴をあげることができ。二文化(bicultural)の観点からろうあ者は手語という独自の言語を使用する少数民族(minority)である。…中略…

第四に、過去には手話の反対語は口話だった。しかし最近では口話という表現のかわりに口語(spoken language)という用語をよく使用する。したがって口語の反対の意味になる用語はスオ(手語)(sign language)である(チェ/アン 2003:18-19)。

こんにち、このような主張があらわれているのは、いまの状況が手話を言語として強調する必要のある「過渡期」であるからだといえる<sup>4</sup>。ろう者の言語を手話(しゅわ/スファ)と表現しようと、手語(しゅご/スオ)と表現しようと、これを「言語」としてとらえる認識はより一層ひろまっていくだろう。

なお、中国や台湾の漢語では手話を「shouyu(手語)」あるいは「shoushiyu(手勢語)」と表現する。しかしだからといって、そのことが手話に対する認識に肯定的な影響をあたえているかどうかは、またべつの次元の問題である。それは、「文法手話」という呼称をめぐる議論でも確認することができる。

### 3.2. 「wenfa shouyu(文法手語)」/「ムンポプ スファ(文法手話)」という呼称の問題

中国の漢語では、ろう者の手話を「zhongguo shouyu(中国手語)」や「ziran shouyu(自然手語)」と表現する<sup>5</sup>。そして、それを「改良」した手話が「wenfa shouyu(文法手語)」であるとされ

<sup>4</sup> 現在、韓国の文献をみると「手話」と「手語」で二分している状況である。

<sup>5</sup> 漢語では「手語」「手勢語」のほかに「longyu(聾語)」「longyayu(聾啞語)」「yayu(啞語)」などの呼称もある。

てきた。ここで文法とは漢語の文法のことである。この「文法手話」という表現は台湾でも使用されてきた。

最近では「文法手話」という表現のかわりに「shoushi hanyu (手勢漢語) (身ぶり漢語) と表現する研究者もいる(チャオ 1999:142)。ろう教育の研究者であるチャオ・ティーアンは「身ぶりで漢語文法の規則にあわせる身ぶり語は「身ぶり漢語」とよばざるをえない」とし、「これは完全に漢語に従属し、本来手話言語がもっている独立性をうしなつた」と主張している(同上)。

また、ウー・リンは「自然手話」と「文法手話」という呼称の問題を指摘し、「longren shouyu (聾人手話) (ろう者の手話) と呼称することを提唱している(ウー2005)。

「文法手話」のような表現は、中国や台湾だけでなく、韓国でも使用されている。障害児教育の研究者であるキム・スングクは「チャヨン スファ(自然手話)」と「ムンポプ スファ(文法手話)」をつぎのように定義している。

手話は自然手話と文法手話に大別される。自然手話はろう者たちによって創造され発展してきた一種の孤立語であり、文法手話は自然手話の記号・指文字・指数字によって自国語の文法にあわせて体系化された手話である(キム・スングク 1999:91)。

ここで「自然」という語には、「未開発」で「洗練されていない」という語感がある。ろう者がつかう手話は「たりない」ところがおおく、「修正」しなければならないという発想である。そのため「自然手話」は独立的な「孤立語」としてみなされ、「文法手話」は「体系化された手話」として、より洗練された手話とみなされる。

一方、チェ・サンベとアン・サンウはこのような「自然手話と文法手話」という区分に反対し、こうした区分は「聴者の立場から聴者主体で命名されたもので、本来の手話の意味を歪曲した」としている(チェ/アン 2003:14)。

最近では、チャン・ジンソクが「文法手話」ではなく「韓国語対応式手話」(チャン 2005)や「国語対応式手話」(チャン 2006)と表現している。どちらも、語末に手話という表現をのこしている。「手指日本語」や「手勢漢語」のように音声言語の一種としてとらえる視点にたつものではない。

一方、さきに引用したように、チェ・サンベとアン・サンウは「文法手話は文法手語と命名することはできない」としている(チェ/アン 2003:18)。つまり、手話を「手語」と表現することによって、「韓国手語」と「文法手語」を区別している。

以上のような呼称の問題は、聴者が手話を規定してきた歴史とそれへの反省(反論)というふたつの立場を反映している。この呼称の問題が重要なのは、たんに「どのように呼称するか」の問題にとどまらないからである。つまり、その視点次第で手話にたいする言語政策(辞書の記述や文法の研究、ろう教育や手話教育のありかたなど)がおおきく左右されるからである。

#### 4. 手話「規範化」の問題

それでは、「文法手話」のような認識は、どのような介入をうみだしたのだろうか。その事例として、たとえば手話の「標準化」や語源偏重の問題をあげることができる。

#### 4.1. 手話「標準化」の問題

ここでは中国と韓国における手話の「標準化」事業に注目する。小林昌之(こばやし・まさゆき)は中国の手話標準化事業をつぎのように紹介している。

中国政府はろう者に対して効率的に政策を徹底させ、教育を普及するためには手話を統一する必要性があると感じ、言語政策の一環として1958年から手話標準化事業を開始している。…中略…

手話標準化事業は、手話を安定させることおよび手話単語を統一することを基本任務としており、手話研究の方向および手話に対する見方、位置づけに大きな影響を与えている。ここでいう「安定」とは手話を中国語に接近させることで文法構造を具備させることを意味し、「統一」とは地方手話を基礎に一種の共通手話を制定することを意味する。要するに手話標準化事業は、中国語に基づいた手指中国語を作り上げることを究極の任務としており、そのために標準手話の策定が進められているのである(こばやし2002:43)。

このように、中国の手話標準化事業における「標準化」とは、地域差の統一をめざすだけにとどまらず、音声言語(漢語)の文法にちかづけることをめざしていた。チャオ・ティーアンは『中国手話研究』で中国手話の標準化の歴史と現状について紹介しているが、それへの批判的な視点はみられない(チャオ1999:127-129)。

韓国で1992年に発表された「ハングル式標準手話」も、中国の場合と同様に手話を朝鮮語にちかづけ、手話の地域差を統一するために制定されたものだった。韓国の教育部に委託され研究責任者をつとめたキム・スングクは、つぎのように説明している。

…手話の記号を統一し、国語文法にあわせて手話の記号と指文字を併用するという原則をたちあげ、この「ハングル式標準手話」を編さんしたことは、たいへん意義ぶかいものだといえよう(教育部1991:「巻頭のことば」)。

キム・スングクは1999年に「ハングル式標準手話」の背景をつぎのようにあきらかにしている。

「ハングル式手話」標準化の過程で自然手話の記号と指文字を併用し文章を国語文法にあわせて表現するようにさだめたのは、ろう児に文法性手話をおしえ、これを使用させれば、かれらの文字言語の能力が向上するだろうという仮定によるものだった。

その仮定が妥当なら「ハングル式手話」の普及を拡大する必要があるだろうし、その仮定があやまったものならば、現在推進中の「ハングル式手話」普及作業(中学手話教科書の編集など)を中断する必要があるだろう。だからハングル式手話の使用効果に関する研究は、必要であり重要であるといえる(キム・スングク1999:25)。

うへの説明をみると、「ハングル式手話」の妥当性についてはとくに根拠がなかったことがわかる。

## 4.2. 語源による「規範化」の問題

聴者が手話を教育したり、学習したりするとき、語源を重視する傾向がみられる。それは手話の研究者にも確認できる。たとえばチェ・サンベとアン・サンウは手話の語源研究の必要性をつぎのように主張している。

…手話の語源的意味を探索し、ただしい手話を保存し発達させる。語源研究はあやまった調動<sup>6</sup>をただしく調動するたすけになり、ただしい手話を後世につたえるたすけになる(チェ/アン 2003:195)。

ここでみられるのは、ろう者の手話を語源の視点から「矯正」というという規範主義的な態度である。語源をしらなければ「ただしい手話」をつたえられないというのは、聴者の発想であって、ろう者の主張ではない。それは「「ろう者」は、手話をしているとき「語源」のことは全く頭がないのである」という、ろう者の解説をみてもわかる(きむら 1998:37)。言語の習得や学習に語源の知識は必要不可欠のものではない。

たとえば、ろう者と聴者の手話学者による『はじめての手話』は語源を記述していない。著者の木村晴美と市田泰弘(いちだ・やすひろ)は「「語源」の知識が、どれほど学習に効果があるかは疑問です。むしろ、学習の弊害になる場合が少なくないようです」と注意をよびかけている(きむら/いちだ 1995:24)。木村は、「語源の説明があったほうが覚えやすいと言う理由で語源依存の学習をしていると、ろう者の手話が読み取れなくなってしまう」と指摘している(きむら 1998:36)。

木村は『日本手話とろう文化』で「手話を教えてもらうときに語源の説明は必要不可欠であるという認識は、いまでも根強く残っているようだ」とのべている(きむら 2007:76)。木村によれば、「手話の語源をよく知らないからと、手話の先生になるのを強く辞退するろう者もいる」という(同上)。

手話の語源を重視する風潮は、手話研究や手話教育/手話学習のさまたげになっているといえる。

## 5. 聴者による規範主義的介入から記述的研究へ

以上のような手話の規範化の問題を言語学の視点から検討してみよう。まず、ジェームズ・ミルロイとレズリー・ミルロイの『ことばの権力-規範主義と標準語についての研究』を参考に問題を整理してみたい。

まず、ミルロイらが強調しているのは、言語に規範がもためられるとき、「「正しい」ことばづかいのモデルとされる」のは「書きことば」であるという点である(ミルロイ/ミルロイ 1988:50)。そして、「「書きことば」と「話しことば」は互いに形態も機能も異なる別次元の存在だとはいえ、前者が後者の「正しさ」のモデルと見なされることが実際にはしばしば起こっている」のが現実である(同上:106)。

---

<sup>6</sup> 「調動」とは音声学でいう「調音」のことであり、日本の手話学でもつかわれている用語である。

これとまったく同様に、ろう教育の専門家などの聴者が「手話の規範」を設定しようとするとき、手話の「正しさ」のモデルは音声言語の「書きことば」であったといえる。

ここで注意する必要があるのは、手話言語と音声言語とのあいだにある三種類のちがいである。音声言語とは、手話言語とは「言語形態」(視覚と聴覚のモダリティ)がことなるものである。それだけでなく、たとえば日本語という音声言語と日本手話という手話言語は、言語形態だけでなく、「言語体系」そのものがことなっている(あべ 2011)。日本語には「書きことば」があるが、日本手話には「書きことば」がない。手話を文字で記述する研究は存在しても、一般に使用されているものとしては手話の表記法は存在しない。

そこで手話の規範を設定しようとするさいに、聴者はいくつかの方法をとってきた。ひとつには、手話の単語を音声言語の語順でならべ、音声言語の文法表現をおぎなうことで、それを「文法的な手話」とみなす方法である。ふたつめに、手話の語源を研究し、それを「文字化」することで「ただし手話」を設定しようとする方法である。みつつめの方法は、規範的な手話の辞書をつくることである。このようにして聴者の専門家たちは、手話に規範の基準となる「書きことば的なもの」をつくりあげようとしてきた<sup>7</sup>。ミルロイらは、「書きことば」偏重がもたらす問題について、つぎのようにのべている。

「書きことば」偏重の結果は、「話しことば」の文法構造と社会的機能に対する軽視へとつながり(「話しことば」を対象とした満足な文法書がこれまで一度も書かれたことがなかったために)、「話しことば」を「書きことば」の基準で判断するという、誤った傾向が生まれてきた(同上:90)。

この「話しことば」を「手話」によみかえてみると、どうだろうか。

「書きことば」偏重の結果は、「手話」の文法構造と社会的機能に対する軽視へとつながり(「手話」を対象とした満足な文法書がこれまで一度も書かれたことがなかったために)、「手話」を「書きことば」の基準で判断するという、誤った傾向が生まれてきた。

そして、その結果として「文法手話」や「日本語対応手話」という概念がみだされ、「ハンゲル式標準手話」という規範がつくられたのである。それならば、ここで必要とされることもはっきりする。つまり、手話の文法構造と社会的機能を重視し、その研究をすすめることである。

ろう教育研究者のホ・イルは「手話を規定するのか? 記述するのか?」と提起している。ホ・イルは、つぎのように批判している。

…いままで韓国で手話の本や手話辞典を制作するひとたちや著者、編集者たちはお

---

<sup>7</sup> 木村は「手話の本」とちがっているという理由から聴者の「ベテランとされる手話通訳者」に自分の手話を「間違っている」と指摘され、「自分の手話を修正した経験」を紹介している。木村は、「手話の本が持つ「絶対的権威」というのに負けてしまって、修正させられたのだ」としている(きむら 2007:22-23)。木村が手話言語学の知識を身につけるまえのエピソードである。ここには、たんに手話にたいする誤解だけでなく、文字や「本」にたいする根づよい信仰があるのではないか。

もに、韓国で手話をコミュニケーションの方法として使用しているろう者たちの言語使用を記述(description)しようとする目的よりは、「どんな手話をつかうのがのぞましいか」という次元から、つまり、これからはこんな手話をつかい、こんな手話をつかうのをやめようという規定(prescription)に比重をおいて手話辞典を製作してきた(ホ 2003:65-66)。

言語学者が「文法」というとき、それは記述文法をさしている。記述文法とは、言語のありのままのすがたを分析することで抽出される「言語の法則性」のことである。しかし手話文法についての議論では、「文法」は規範文法が想定されてきた。それだけでなく、「文法手話」という表現にあらわれているように「文法」とは「音声言語の文法」を意味してきたのである。そして、手話辞典もまた「のぞましい手話」という観点から編集されてきたわけである。ホ・イルは手話の「辞典で社会言語学的バリエーションを認識しあつかう必要がある」としている(同上:70)。

バリエーションを記述するということは、たとえば手話の地域差や年代差などをふまえるということである。ここでは、日本手話の地域差について論じるろう者の米内山明宏(よないやま・あきひろ)の議論をみてみよう。

ろう者の全国的な交流が盛んになり、テレビなどの影響もあって、全国の手話の共通化は着実に進んでいる。経験的にも、以前に比べて明らかに方言差は少なくなってきたと感じる。しかし、方言がすっかり失われてしまったわけではない。多くのろう者は二方言話者(bidialectal)であり、地域の方言と共通語の二つの手話を使い分けている。

方言の多様性は、手話という言語を豊かにするものであり、各地域の方言は尊重されるべきである。実際、各地の方言が共通語の中に取り入れられ、手話の語彙体系をより豊かなものになっている(よないやま 2003:82)。

このようなろう者の言語生活は、手話を理解しない聴者にとって、わかりようのない知識である。それにもかかわらず、聴者はろう者の手話に介入しようとしてきた。聴者による手話への介入について、米内山はつぎのように批判している。

現在、「新しい手話」と称して、新語を委員会等で造語し、普及させようという事業が行われているが、これには疑問を感じざるを得ない。ろう者の生活に本当に必要であれば、各地で自然に新しい語彙が生み出され、やがて共通語に取り入れられるであろう。…中略…

手話通訳者が、委員会等が作り出した規範に従い、それをろう者が読み取れないのは、ろう者の勉強不足であると批判するといったことなどは、本末転倒もいいところで、言語道断というべきである。手話通訳者はまず、その地域の方言で地元のろう者と十分なコミュニケーションがとれることが前提とならなければならない。手話の規範化や共通化を進めていくのは、大衆としてのろう者自身であり、一部のエリートや、ましてや聴者であってはならない。方言の尊重は、その第一歩であろう(同上:83)。

米内山は、手話の地域差が問題なのではなく、問題は手話通訳者の側にあるとし、聴者によ

る手話に対する介入を批判している。こうした批判をうけとめるなら、ろう者による手話の「主体的自治権」、「介入されない権利」が保障されなければならない。

## 6. おわりに

1991年に発表された「中国・韓国・日本の手話研究」という論文では、中国と韓国と日本の研究者の3名がそれぞれの国の手話の研究動向を紹介している(たがみほか1991)。そして、さいごに「筆者3名が、今、共通に今後の課題として感じていること」をつぎのようにまとめている。

- ・手話が口話と併用され、各国の国語に対応する形で用いられるようになるための方策の研究。
- ・手話の語彙を増補することが必要で、そのための方策の研究。
- ・手話の機能を高め、共通語化を促進するために学校教育では、自然習得にまかせず、指導の対象にすること。そのための指導内容や方法等の研究。

上記3項目のほかに、梅と鄭は、手話の理論的研究とそのための研究組織の必要性を感じている。田上は、語彙増補のためには、造語法自体の改善が必要だと考えている(1991年には、そのモデルとなる手話辞典を、同じ考えの研究者グループで発行を計画している)(同上:52)。

これらの主張は、手話を音声言語にあわせようとしている点、聴者の研究者が手話の語彙に介入しようとしている点、ろう者の手話習得に介入して指導が必要だとしている点など、従来の手話研究の問題点がよくあらわれている。

手話を理論的に研究する研究組織が必要なのは異論がない。しかし、その研究組織がどのような立場の研究者で構成されるのが重要なポイントになるだろう。

最近ではろう者の研究者がふえてきている。しかし、「はじめての日本手話の文法書」が2011年に出版されたのをみれば、まだまだこれからという印象をうける(NPO 法人バイリンガル・バイカルチュラルろう教育センター編2011:107)。

ろう者が中心になって手話の記述的研究をすればいい。それには異論の余地がない。しかし、その基盤をどのようにつくるのか。そこで大学のありかたが問題になる。

韓国のナサレット(ナザレン)大学には学部「手話通訳学科」があり、大学院には「国際手話通訳学科」がある。韓国には障害学生特例入学制度があるため、大学入試は問題にならない<sup>8</sup>。ナサレット大学は韓国の手話研究のメッカになりつつある。

日本では2008年に東京に明晴学園ができ、ろう者が日本手話で、ろう者にまなぶという学習空間が成立した。明晴学園には幼稚部、小学部、中学部(第1、2学年のみ)と乳児クラスがある。そのような環境で学習したろう者が、大学などに進学するとき、どのような環境で学習／研究できるのだろうか。これは手話研究だけの問題ではなく、ろう者の言語権や学習権の問題で

---

<sup>8</sup> ろう者にとって書記言語は第二言語であるということがひろく認知される必要がある。現在の大学入試ではその点が考慮されていない。

ある。

今後の研究課題としては、台湾の事例をふまえるとともに、大学のありかたについて検討してみたい。

## 引用文献

### ・日本語

あべ・やすし 2011 「情報保障の論点整理」『社会言語学』11号、1-26

新井孝昭(あらい・たかあき) 2000 「言語学エリート主義」を問う」現代思想編集部編『ろう文化』青土社、64-68

NPO 法人バイリンガル・バイカルチュラルろう教育センター編 2011 『日本手話のしくみ』大修館書店

木村晴美(きむら・はるみ) 1998 「手話入門—はじめの一步」『月刊言語』27(4)、34-43

木村晴美 2007 『日本手話とろう文化』生活書院

木村晴美 2011 『日本手話と日本語対应手話(手指日本語)—間にある深い谷』生活書院

木村晴美/市田泰弘(いちだ・やすひろ) 1995 『はじめての手話』日本文芸社

小林昌之(こばやし・まさゆき) 2002 「中国における手話研究」『手話コミュニケーション研究』No.44、42-49

斉藤道雄(さいとう・みちお) 1999 『もうひとつの手話』晶文社

田上隆司(たがみ・たかし)/梅次開(メイ・ツーカーイ)/鄭春恵(チョン・チュンヘ) 1991 「中国・韓国・日本の手話研究」『特殊教育学研究』29(1)、47-52

ミルロイ、ジェームズ/レズリー・ミルロイ 青木克憲訳 1988 『ことばの権力—規範主義と標準語についての研究』南雲堂

山口利勝(やまぐち・としかつ) 2003 『中途失聴者と難聴者の世界』一橋出版

山本真弓(やまもと・まゆみ)編/臼井裕之(うすい・ひろゆき)/木村護郎(きむら・ごろう)クリストフ 2004 『言語的近代を超えて』明石書店

米内山明宏(よないやま・あきひろ) 2003 「手話にも方言がある」『月刊言語』32(8)、80-83

### ・朝鮮語

カン・チュヘ 2002 『改訂増補版 ろうあ者、彼は誰なのか?』ろうあ社会情報院

キム・スングク 1999 『韓国手話研究』オソン出版社

キム・テス 2008 「韓国手話と北韓ソナムル(手ことば)の語彙比較—「韓国手話辞典」と北韓「ソナムル辞典」を中心に」ナサレット大学大学院修士論文

教育部編 1991 『ハンゲル式標準手話』教育部

チャン・ジンソク 2005 「自然手話の観点からみた韓国語対応式手話の表現の問題点分析」『特殊教育研究』12(2)、265-282

チャン・ジンソク 2006 「韓国手話の言語的特性による国語対応式手話の問題点分析」『特殊教育ジャーナル』7(2)、107-125

チェ・サンベ/アン・ソンウ 2003 『韓国手話の理論』ソヒョンサ

ホ・イル 2003 「韓国のろう者の言語辞典編さんにおける争点の研究」『第5回韓国手話学会

学術大会:ろうあ者の高等教育と手話』、65-78

・漢語

呉鈴(ウー・リン) 2005 「自然手語と文法手語のいくつかの問題についての試論(試論自然手語和文法手語的幾個問題)」『中国特殊教育』No.9、45-49

趙錫安(チャオ・ティーアン) 1999 『中国手語研究』華夏出版社

## 한자권의 수화 호칭과 "규범화" 문제

아베 야스시  
아이치현립대학 시간강사

### (요약)

본 연구는 한자권의 수화 호칭을 둘러싼 논쟁과 수화 규범화의 문제점을 고찰하여, 수화에 대한 청인의 언어태도를 분석하는데 목적이 있다.

수화는 언어이다. 이것은 많은 사람들이 알고 있는 사실이다. 그러나 그 의미를 정확하게 이해하고 있는 사람은 그렇게 많지 않을 것 같다.

일본에서는 최근에 "일본어 대응 수화"라는 표현과 "수지 일본어"라는 표현이 대립되고 있다. 농인은 음성언어에 대응 시킨 것은 수화라고 하기 보다는 수화 단어를 사용한 일본어로 간주하는 것이 적절하다고 주장하고 있다.

한국이나 중국에서도 "문법수화"라는 표현이 사용되어 왔으며, 그 문제점이 지적되면서, 다른 표현이 적절하다고 인식되고 있다.

또한, 한국에서는 수화가 언어이라는 점을 강조하기 위해서 "수화"가 아니라 "수어"라고 표현하고자 하는 논의도 있으며, 전문가 사이에서 용어가 이분되는 상황이다.

최근까지의 수화연구는 언어학적 접근이 부족하여, 청인이 중심이 되어 수화를 표준화한다거나 수화의 어원연구를 중시하는 경향이 있었다.

이와 같은 문제를 해결하기 위해서는 수화에 대한 기술적 연구가 요구된다. 청인이 농인의 앞에 서서 수화에 개입하는 것이 아니라 수화에 대한 언어학적 연구가 이루어져야 한다.